

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 保安林の指定の予定 (森林整備課) 一
○道路の区域変更 (三件) (道路課) 一
○道路の供用開始 (同) 二
○土地改良区役員の就任及び退任の届出 (大河原地方振興事務所) 二
選挙管理委員会

- 政治団体の届出 三
○政治団体の届出事項の異動届 四
○政治団体の解散届 四
○政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成三十年分) 四
○政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成三十一年分 (令和元年分)) 五
○政治団体の収支報告書の要旨の公表 (令和二年分) 一〇

宮城県漁業調整委員会

- まだら固定式さし網漁業の制限 一五
○流し網漁業等の制限 二一

告 示

○宮城県告示第九百一〇号
森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和二年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

伊具郡丸森町大張川張字沢尻一の一、一の一の三、字一ノ畑一〇の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。

字沢尻一の一・一の一の三 (以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字一ノ畑一〇の

二 (次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁 (水産林政部森林整備課) 及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第九百二〇号

道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年十一月二十日から三十日間宮城県庁 (土木部道路課) 及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 三九八号

三 道路の区域

変更の区間

変更の
前後
敷地の幅員 (メートル)
敷地の延長 (メートル)

登米市迫町佐沼字西館無番地先から 同市迫町佐沼字西館無番地先まで		後	前	後	前
		一三・一	一二・八	二五・六	二四・三
				一五一・四	一五一・四

○宮城県告示第九百三三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年十一月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
登米市迫町北方字紫雲山七番一地先から 同市迫町北方字紫雲山裏三六番地先まで		前A	一〇・二	二四二・七	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
後A	一〇・二	二四二・七			
後B	二・三	三九二・五			

○宮城県告示第九百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年十一月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 釜谷大須雄勝線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
石巻市雄勝町大須字大須一九七番四地先から 同市雄勝町大須字大須三二二番五地先まで		前	五・九	一〇五・〇
後	一〇・一	一四・一		一〇五・〇
	三四・〇			一〇五・〇

○宮城県告示第九百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年十一月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	登米市迫町北方字紫雲山七番一地先から 同市迫町北方字紫雲山裏三六番地先まで	令和二年十一月二十日

○宮城県告示第九百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、黒沢尻用水路土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和二年十一月二十日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 笹 出 陽 康

一 就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職名
令和二年九月十六日	鎌田 美智雄	柴田郡大河原町字町百八番地	理事
令和二年九月十六日	坂口 久雄	柴田郡大河原町福田字宮下百五十三番地	理事
令和二年九月十六日	鈴木 恒男	柴田郡大河原町字広表十三番地一	理事

二 退任した者

令和二年九月十五日	大友 孝	柴田郡村田町大字沼辺字千萱二十四番地一	理事
令和二年九月十五日	鈴木 孝雄	柴田郡大河原町字広表十三番地十二	理事
令和二年九月十五日	長山 光一	柴田郡大河原町堤字中八十一番地	理事
令和二年九月十五日	鈴木 恒男	柴田郡大河原町字広表十三番地一	理事
令和二年九月十五日	山田 源一	柴田郡大河原町金ヶ瀬字新開九十番地	理事
令和二年九月十五日	鎌田 美智雄	柴田郡大河原町字町百八番地	理事
令和二年九月十五日	加藤 勇治郎	柴田郡大河原町字八乙女四十八番地	理事

令和二年九月十六日	岡崎 弘	柴田郡村田町大字沼辺字館二十七番地	監事
令和二年九月十六日	小形 治	柴田郡大河原町堤字下ブ八十三番地	監事
令和二年九月十六日	平間 栄	刈田郡蔵王町大字矢附字谷地七十八番地二	監事
令和二年九月十六日	山家 一彦	刈田郡蔵王町大字円田字駅内五十四番地一	理事
令和二年九月十六日	平間 久義	刈田郡蔵王町大字矢附字東山二十四番地一	理事
令和二年九月十六日	山家 一夫	刈田郡蔵王町宮字桐林六十番地	理事
令和二年九月十六日	太田 俊二	柴田郡村田町大字沼辺字鹿野二十七番地	理事
令和二年九月十六日	大友 孝	柴田郡村田町大字沼辺字千萱二十四番地一	理事
令和二年九月十六日	倉繁 孝浩	柴田郡大河原町金ヶ瀬字新開四十九番地	理事
令和二年九月十六日	鈴木 孝雄	柴田郡大河原町字広表十三番地十二	理事
令和二年九月十六日	長山 光一	柴田郡大河原町堤字中八十一番地	理事

選挙管理委員会

○宮選管告示第百三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和二年十一月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

政党の支部

(一) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	届出年月日
立憲民主党宮城県参議院選挙区第1総支部	小川のり子	木村 雅広	仙台市青葉区本町三一五	参議院議員	令和二年九月二十九日
立憲民主党宮城県第1区総支部	山下 章子	佐藤わか子	仙台市太白区長町四一四	衆議院議員	令和二年九月二十八日
立憲民主党宮城県第5区総支部	安住 淳	内海 徳治	石巻市南中里四一八一	衆議院議員	令和二年九月二十九日

令和二年九月十五日	平間 栄	刈田郡蔵王町大字矢附字谷地七十八番地二	監事
令和二年九月十五日	半沢 良一	柴田郡大河原町字住吉町四番地十三	監事
令和二年九月十五日	吉野 文雄	柴田郡村田町大字沼辺字館六番地一	監事
令和二年九月十五日	山家 一彦	刈田郡蔵王町大字円田字駅内五十四番地一	理事
令和二年九月十五日	平間 久義	刈田郡蔵王町大字矢附字東山二十四番地一	理事
令和二年九月十五日	山家 一夫	刈田郡蔵王町宮字桐林六十番地	理事
令和二年九月十五日	太田 俊二	柴田郡村田町大字沼辺字鹿野二十七番地	理事

立憲民主党宮城第2区総支部
鎌田さゆり 横田ひろ子
仙台市泉区 衆議院議員
泉中央一三四一六
令和二年九月二十八日

(二) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部 届出年月日

公明党仙南西 馬場 道晴 吉田 和夫 角田市花鳥字里前一三九 令和二年十月三十日

公明党仙南東 長田 忠広 大和 晴美 岩沼市桑原一七七八 令和二年十月三十日

立憲民主党宮城総支部連合会 山下 章子 佐藤わか子 仙台市青葉区本町三一六 〇 令和二年九月二十九日

○宮選管告示第百四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和二年十一月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

公明党仙台宮城野総支部 小野寺利裕 主たる事務所 仙台市宮城野区 〇 令和二年十月十一日

代表者の氏名 小野寺利裕 庄子 賢一

自由民主党宮城県支部連合会桜会支部 沼田 啓介 主たる事務所 仙台市青葉区吉成二二八一一 〇 令和二年十月一日

代表者の氏名 沼田 啓介 佐藤 里見

会計責任者の氏名 高橋 義憲 伊藤 長作

自由民主党宮城県農業振興支部 松川 孝行 会計責任者の氏名 近藤 浩之 武山 好博 令和二年六月二十三日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

仙台市医師連盟 安藤健二郎 代表者の氏名 安藤健二郎 永井 幸夫 令和二年十月十五日

電機連合宮城地協政治活動委員会 石山 光広 会計責任者の氏名 佐藤 均 阿部 隆司 令和二年九月二十五日

宮城県中小企業政策推進協議会 岩沼 徳衛 代表者の氏名 岩沼 徳衛 今野 敦之 令和二年六月十二日

○宮選管告示第百五号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

令和二年十一月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

国民民主党宮城県参議院選挙区第1区総支部 桜井 充 令和二年五月十五日

国民民主党宮城県第1区総支部 沼沢 真也 令和二年九月十一日

国民民主党宮城県第2区総支部 沼沢 真也 令和二年九月十一日

国民民主党宮城県第3区総支部 沼沢 真也 令和二年九月十一日

国民民主党宮城県第4区総支部 沼沢 真也 令和二年九月十一日

国民民主党宮城県第6区総支部 沼沢 真也 令和二年九月十一日

立憲民主党宮城県参議院選挙区第1区総支部 小川のり子 令和二年九月十四日

立憲民主党宮城県第5区総支部 山下 章子 令和二年九月十四日

立憲民主党宮城県第2区総支部 安住 淳 令和二年九月十四日

立憲民主党宮城県連合会 鎌田さゆり 令和二年九月十四日

○宮選管告示第百六号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとお

り公表する。

令和二年十一月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(政党の支部)

国民民主党宮城県第3区総支部

国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号

公職の候補者の氏名 桜井 充

公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員

報告年月日 2. 5. 21 (2. 9. 11解散)

1 収入総額	5,268,323
前年繰越額	5,266,065
本年収入額	2,258
2 支出総額	2,888,926
3 本年収入の内訳	2,258
その他の収入	2,258
一件十万円未満のもの	2,258
4 支出の内訳	
経常経費	2,858,926
人件費	730,000
光熱水費	32,494
備品・消耗品費	59,395
事務所費	2,037,037
政治活動費	30,000
機関紙誌の発行その他の事業費	30,000
宣伝事業費	30,000

○頭数報告長総百七十

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十一年分(令和元年分)収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和二年十一月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(政党の支部)

国民民主党宮城県参議院選挙区第1総支部

国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号

公職の候補者の氏名 桜井 充

公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員

報告年月日 2. 3. 12 (2. 5. 15解散)

1 収入総額	30,631,994
前年繰越額	10,113,072
本年収入額	20,518,922
2 支出総額	29,774,042
3 本年収入の内訳	1,051,000
個人の党費・会費	1,000,000
寄附	1,000,000
政治団体分	1,000,000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	16,316,000
国民民主党本部	15,000,000
国民民主党宮城県連合会	1,316,000
その他の収入	2,151,922
敷金返金	1,800,000
労働保険還付金清算	201,636
一件十万円未満のもの	150,286
4 支出の内訳	
経常経費	27,240,156
人件費	15,090,297
光熱水費	697,911
備品・消耗品費	3,284,820
事務所費	8,167,128

報 告 書 公 報 城 川

<p>政治活動費</p> <p>組織活動費</p> <p>995,870</p> <p>機関紙誌の発行その他の事業費</p> <p>1,528,820</p> <p>宣伝事業費</p> <p>1,424,630</p> <p>その他の事業費</p> <p>104,190</p> <p>調査研究費</p> <p>2,600</p> <p>その他の経費</p> <p>6,596</p> <p>5 寄附の内訳</p> <p>〔政治団体分〕</p> <p>桜井充医師ネットワーク</p> <p>1,000,000 東京都杉並区</p> <p>国民民主党宮城県総支部連合会</p> <p>報告年月日 2. 3. 18 (2. 9. 11解散)</p> <p>1 収入総額</p> <p>78,164,529</p> <p>前年繰越額</p> <p>37,587,787</p> <p>本年収入額</p> <p>40,576,742</p> <p>2 支出総額</p> <p>45,724,480</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>個人の党費・会費 (1392人)</p> <p>1,392,000</p> <p>寄附</p> <p>2,890,000</p> <p>個人分</p> <p>2,890,000</p> <p>本部又は支部から供与された交付金に係る収入</p> <p>36,293,551</p> <p>国民民主党本部</p> <p>36,293,551</p> <p>その他の収入</p> <p>1,191</p> <p>一件十万円未満のもの</p> <p>1,191</p> <p>4 支出の内訳</p> <p>経常経費</p> <p>7,295,397</p> <p>人件費</p> <p>3,433,760</p> <p>光熱水費</p> <p>143,131</p> <p>備品・消耗品費</p> <p>454,515</p> <p>事務所費</p> <p>3,263,991</p> <p>政治活動費</p> <p>38,429,083</p>	<p>〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕</p> <p>9,928,066</p> <p>組織活動費</p> <p>629,511</p> <p>選挙関係費</p> <p>10,111,0998</p> <p>機関紙誌の発行その他の事業費</p> <p>13,480,508</p> <p>宣伝事業費</p> <p>13,480,508</p> <p>寄附・交付金</p> <p>13,108,066</p> <p>その他の経費</p> <p>1,100,000</p> <p>5 寄附の内訳</p> <p>〔個人分〕</p> <p>桜井 充</p> <p>480,000 仙台市青葉区</p> <p>須藤 哲</p> <p>300,000 柴田郡大河原町</p> <p>沼沢 真也</p> <p>360,000 仙台市太白区</p> <p>渡辺 敬信</p> <p>360,000 仙台市宮城野区</p> <p>郷古正太郎</p> <p>620,000 仙台市青葉区</p> <p>布田 一民</p> <p>110,000 岩沼市</p> <p>栢 和也</p> <p>660,000 柴田郡大河原町</p> <p>6 資産等の内訳</p> <p>〔動産〕</p> <p>宣伝用自動車</p> <p>2,799,084 平成19. 6. 26 1台</p> <p>国民民主党宮城県第1区総支部</p> <p>国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間 2. 26~12. 5</p> <p>報告年月日 2. 4. 16 (2. 9. 11解散)</p> <p>1 収入総額</p> <p>298,000</p> <p>本年収入額</p> <p>298,000</p> <p>2 支出総額</p> <p>298,000</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>個人の党費・会費 (49人)</p> <p>49,000</p> <p>本部又は支部から供与された交付金に係る収入</p> <p>219,000</p> <p>国民民主党宮城県総支部連合会</p> <p>219,000</p> <p>4 支出の内訳</p> <p>政治活動費</p> <p>298,000</p>
--	---

寄附・交付金		298,000	政治活動費		200,000
国民民主党宮城県第3区総支部			寄附・交付金		200,000
国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間 1. 1～12. 5			国民民主党宮城県第4区総支部		
報告年月日 2. 5. 22 (2. 9. 11解散)			報告年月日 2. 3. 23 (2. 9. 11解散)		
1 収入総額	3,099,413	1 収入総額	2,301,005		
前年繰越額	2,379,397	前年繰越額	772,005		
本年収入額	720,016	本年収入額	1,529,000		
2 支出総額	824,774	2 支出総額	2,270,385		
3 本年収入の内訳		3 本年収入の内訳			
個人の党費・会費	(209人) 211,000	個人の党費・会費	(62人) 68,000		
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	509,000	借入金	100,000		
国民民主党宮城県総支部連合会	509,000	竹谷 英昭	100,000		
その他の収入	16	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	1,361,000		
一件十万円未満のもの	16	国民民主党宮城県総支部連合会	1,361,000		
4 支出の内訳		4 支出の内訳			
経常経費	54,864	経常経費	1,728,137		
事務所費	54,864	人件費	956,757		
政治活動費	769,910	光熱水費	177,665		
組織活動費	47,600	備品・消耗品費	328,923		
寄附・交付金	722,310	事務所費	264,792		
国民民主党宮城県第2区総支部		政治活動費	542,248		
国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間 2. 26～12. 5		組織活動費	74,667		
報告年月日 2. 4. 14 (2. 9. 11解散)		選挙関係費	402,928		
1 収入総額	200,000	機関紙誌の発行その他の事業費	62,205		
本年収入額	200,000	宣伝事業費	62,205		
2 支出総額	200,000	調査研究費	2,448		
3 本年収入の内訳		国民民主党宮城県第6区総支部			
個人の党費・会費	(50人) 50,000	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間 2. 26～12. 5			
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	150,000	報告年月日 2. 4. 14 (2. 9. 11解散)			
国民民主党宮城県総支部連合会	150,000	1 収入総額	0		
4 支出の内訳		2 支出総額	0		

<p>立憲民主党宮城県参議院選挙区第1総支部 国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号 公職の候補者の氏名 小川のり子 公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員 報告年月日 2. 3. 6 (2. 9. 14解散)</p> <p>1 収入総額 本年収入額 26,500,000 前年繰越額 26,500,000</p> <p>2 支出総額 本年収入額 26,500,000 前年繰越額 26,500,000</p> <p>3 本年収入の内訳 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 26,500,000 立憲民主党本部 26,500,000</p> <p>4 支出の内訳 経常経費 8,178,286 人件費 4,352,232 光熱水費 173,370 備品・消耗品費 1,238,152 事務所費 2,414,532 政治活動費 18,321,714 組織活動費 573,630 選挙関係費 8,500,000 機関紙誌の発行その他の事業費 9,248,084 宣伝事業費 9,248,084</p> <p>立憲民主党宮城県第1区総支部 国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号 公職の候補者の氏名 山下 章子 公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員 報告年月日 2. 3. 5 (2. 9. 14解散)</p> <p>1 収入総額 本年収入額 16,367,009 前年繰越額 385,392</p> <p>2 支出総額 本年収入額 15,981,617 前年繰越額 15,403,203</p>	<p>3 本年収入の内訳 個人の党費・会費 (789人) 390,690 寄附 5,450,000 個人分 4,150,000 政治団体分 1,300,000 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 9,000,000 立憲民主党本部 9,000,000 その他の収入 1,140,927 源泉所得税 136,407 社会保険料 897,046 一件十万円未満のもの 107,474</p> <p>4 支出の内訳 経常経費 11,897,478 人件費 7,498,548 光熱水費 123,615 備品・消耗品費 1,673,757 事務所費 2,601,558 政治活動費 3,505,725 組織活動費 1,225,184 選挙関係費 1,000,000 機関紙誌の発行その他の事業費 244,420 機関紙誌の発行事業費 91,520 宣伝事業費 152,900 調査研究費 1,700 その他の経費 1,034,421</p> <p>5 寄附の内訳 〔個人分〕 4,150,000 仙台市太白区 山下 章子 〔政治団体分〕 1,300,000 仙台市青葉区 岡本あき子の会 立憲民主党宮城県第5区総支部</p>
--	--

報 告 公 報 城 県 回

国会議員関係政治団体の区分 公職の候補者の氏名 公職の候補者に係る公職の種類 報告年月日	法第十九条の七第一項第一号 安住 淳 衆議院議員 2. 4. 21 (2. 9. 14解散)	個人分 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 立憲民主党本部 支出の内訳 経常経費 人件費 光熱水費 備品・消耗品費 政治活動費 組織活動費 機関紙誌の発行その他の事業費 立憲民主党宮城県連合 報告年月日	220,000 6,000,000 6,000,000 4,825,423 735,844 418,579 940,641 2,730,359 1,404,776 1,184,891 184,245 184,245 35,640 60,000 100,000 60,000	仙台市青葉区 仙台市青葉区
1 収入総額	3,000,000	1 収入総額	71,565,184	
2 本年収入額	3,000,000	2 支出総額	10,937,158	
3 本年収入の内訳	1,254,507	3 本年収入の内訳	60,628,026	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	3,000,000	個人の党費・会費	55,915,779	
立憲民主党本部	3,000,000	寄附	18,500	(2人)
4 支出の内訳	1,092,771	個人分	5,490,000	
経常経費	907,000	政治団体分	300,000	
人件費	16,354	借入金	500,000	
光熱水費	169,417			
備品・消耗品費	161,736			
政治活動費	800			
組織活動費	160,936			
機関紙誌の発行その他の事業費	160,936			
立憲民主党宮城県第2区総支部	160,936			
国会議員関係政治団体の区分 公職の候補者の氏名 公職の候補者に係る公職の種類 報告年月日	法第十九条の七第一項第一号 鎌田 さゆり 衆議院議員 2. 3. 9 (2. 9. 14解散)	立憲民主党宮城県連合 報告年月日		
1 収入総額	6,309,491	1 収入総額	71,565,184	
2 本年収入額	6,237,000	2 支出総額	10,937,158	
3 本年収入の内訳	6,230,199	3 本年収入の内訳	60,628,026	
個人の党費・会費	17,000	個人の党費・会費	55,915,779	
寄附	220,000	寄附	18,500	(2人)
		個人分	5,490,000	
		政治団体分	300,000	
		借入金	500,000	

<p>仙台市議会議員選挙貸付金 本部又は支部から供与された交付金に係る収入</p>	<p>500,000</p>	<p>山下 純 120,000 仙台市宮城野区</p>
<p>立憲民主党本部</p>	<p>54,150,000</p>	<p>太田 稔郎 90,000 名取市</p>
<p>その他の収入</p>	<p>469,526</p>	<p>小川 のり子 500,000 仙台市青葉区</p>
<p>健保・厚生年金</p>	<p>383,350</p>	<p>佐藤 仁一 90,000 大崎市</p>
<p>一件十万円未満のもの</p>	<p>86,176</p>	<p>坂下 賢 90,000 石巻市</p>
<p>4 支出の内訳</p>	<p>12,277,747</p>	<p>三浦奈名美 60,000 仙台市若林区</p>
<p>経常経費</p>	<p>8,838,942</p>	<p>小畑 仁子 60,000 仙台市泉区</p>
<p>人件費</p>	<p>98,857</p>	<p>年間五万円以下のもの 40,000</p>
<p>光熱水費</p>	<p>1,058,567</p>	<p>〔政治団体分〕 淳風会 300,000 東京都千代田区</p>
<p>備品・消耗品費</p>	<p>2,281,381</p>	<p>○同職選挙区議員 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から令和二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p>
<p>事務所費</p>	<p>43,638,032</p>	<p>今般 二年十一月二十日 宮城県選挙管理委員会 委員長 柴 川 章 太 郎</p>
<p>政治活動費</p>	<p>1,959,550</p>	<p>（政党の支部） 国民民主党宮城県参議院選挙区第1総支部 国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号 公職の候補者の氏名 桜井 充 公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員 報告年月日 2. 5. 20（2. 5. 15解散）</p>
<p>組織活動費</p>	<p>29,397,577</p>	<p>1 収入総額 857,970</p>
<p>選挙関係費</p>	<p>8,899,364</p>	<p>前年繰越額 857,952</p>
<p>機関紙誌の発行その他の事業費</p>	<p>140,108</p>	<p>本年収入額 18</p>
<p>機関紙誌の発行事業費</p>	<p>8,759,256</p>	<p>2 支出総額 857,970</p>
<p>宣伝事業費</p>	<p>3,000,000</p>	<p>3 本年収入の内訳</p>
<p>寄附・交付金</p>	<p>381,541</p>	<p>その他の収入 18</p>
<p>その他の経費</p>	<p>1,560,000</p>	<p>一件十万円未満のもの 18</p>
<p>5 寄附の内訳</p>	<p>360,000</p>	<p></p>
<p>〔個人分〕</p>	<p>360,000</p>	<p></p>
<p>山下 章子</p>	<p>360,000</p>	<p></p>
<p>遊佐美由紀</p>	<p>360,000</p>	<p></p>
<p>境 恒春</p>	<p>360,000</p>	<p></p>
<p>佐藤わか子</p>	<p>780,000</p>	<p></p>
<p>村上 一彦</p>	<p>120,000</p>	<p></p>
<p>阿久津幸彦</p>	<p>120,000</p>	<p></p>
<p>貞宗 健司</p>	<p>120,000</p>	<p></p>
<p>細野 敬士</p>	<p>120,000</p>	<p></p>
<p>鈴木 澄恵</p>	<p>120,000</p>	<p></p>

報 告 公 報 城 県

<p>4 支出の内訳</p> <p>経常経費 285,707</p> <p>備品・消耗品費 109,680</p> <p>事務所費 156,027</p> <p>政治活動費 592,263</p> <p>組織活動費 107,050</p> <p>寄附・交付金 485,213</p> <p>国民民主党宮城県総支部連合会</p> <p>報告年月日 2.9.23 (2.9.11解散)</p> <p>1 収入総額 51,199,361</p> <p>前年繰越額 32,440,049</p> <p>本年収入額 18,759,312</p> <p>2 支出総額 51,199,361</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>個人の党費・会費 (449人) 449,000</p> <p>寄附 990,000</p> <p>個人分 990,000</p> <p>本部又は支部から供与された交付金に係る収入 17,320,000</p> <p>国民民主党本部 16,600,000</p> <p>国民民主党福島県総支部連合会 720,000</p> <p>その他の収入 312</p> <p>一件十万円未満のもの 312</p> <p>4 支出の内訳</p> <p>経常経費 4,114,283</p> <p>人件費 2,055,903</p> <p>光熱水費 103,685</p> <p>備品・消耗品費 104,854</p> <p>事務所費 1,849,841</p> <p>政治活動費 47,085,078</p> <p>〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕 2,144,000</p> <p>組織活動費 658,739</p>	<p>機関紙誌の発行その他の事業費 2,124,857</p> <p>宣伝事業費 2,124,857</p> <p>寄附・交付金 44,301,482</p> <p>5 寄附の内訳</p> <p>〔個人分〕</p> <p>沼沢 真也 240,000 仙台市太白区</p> <p>渡辺 敬信 240,000 仙台市宮城野区</p> <p>郷古正太郎 240,000 仙台市青葉区</p> <p>栢 和也 240,000 柴田郡大河原町</p> <p>年間五万円以下のもの 30,000</p> <p>6 資産等の内訳</p> <p>〔動産〕</p> <p>宣伝用自動車 2,799,084 平成19.6.26 1台</p> <p>国民民主党宮城県第1区総支部</p> <p>報告年月日 2.9.23 (2.9.11解散)</p> <p>1 収入総額 868,000</p> <p>本年収入額 868,000</p> <p>2 支出総額 868,000</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>個人の党費・会費 (159人) 159,000</p> <p>本部又は支部から供与された交付金に係る収入 709,000</p> <p>国民民主党宮城県総支部連合会 709,000</p> <p>4 支出の内訳</p> <p>経常経費 11,330</p> <p>事務所費 11,330</p> <p>政治活動費 856,670</p> <p>機関紙誌の発行その他の事業費 502,396</p> <p>宣伝事業費 502,396</p> <p>寄附・交付金 354,274</p> <p>国民民主党宮城県第3区総支部</p> <p>報告年月日 2.9.23 (2.9.11解散)</p>
---	---

1	収入総額	2,636,659	報告年月日 2. 9. 23 (2. 9. 11解散)	1	収入総額	1,250,620
	前年繰越額	2,274,639			前年繰越額	30,620
2	本年収入額	362,020		2	本年収入額	1,220,000
2	支出総額	2,636,659		2	支出総額	1,250,620
3	本年収入の内訳			3	本年収入の内訳	
	個人の党費・会費	(178人) 184,000			個人の党費・会費	(56人) 64,000
	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	178,000			本部又は支部から供与された交付金に係る収入	1,156,000
	国民民主党宮城県総支部連合会	178,000			国民民主党宮城県総支部連合会	1,156,000
	その他の収入	20		4	支出の内訳	
	一件十万円未満のもの	20			経常経費	1,241,710
4	支出の内訳				人件費	591,050
	経常経費	115,579			備品・消耗品費	148,308
	人件費	4,479			事務所費	502,352
	事務所費	111,100			政治活動費	8,910
	政治活動費	2,521,080			組織活動費	8,910
	寄附・交付金	2,521,080				
	国民民主党宮城県第2区総支部					
	報告年月日 2. 9. 23 (2. 9. 11解散)					
1	収入総額	152,000		1	収入総額	0
	本年収入額	152,000		2	支出総額	0
2	支出総額	152,000				
3	本年収入の内訳					
	個人の党費・会費	(51人) 51,000				
	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	101,000				
	国民民主党宮城県総支部連合会	101,000				
4	支出の内訳					
	経常経費	11,330				
	事務所費	11,330				
	政治活動費	140,670				
	寄附・交付金	140,670				
	国民民主党宮城県第4区総支部					
	報告年月日 2. 9. 28 (2. 9. 14解散)					
1	収入総額	7,018,009		1	収入総額	7,018,009
	本年収入額	7,018,009		2	支出総額	7,018,009
2	支出総額	7,018,009		3	本年収入の内訳	
3	本年収入の内訳				個人の党費・会費	(9人) 18,000
	個人の党費・会費	(9人) 18,000			本部又は支部から供与された交付金に係る収入	7,000,000
	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	7,000,000				
	立憲民主党宮城県参議院選挙区第1総支部					
	国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号					
	公職の候補者の氏名 小川のり子					
	公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員					
	報告年月日 2. 9. 28 (2. 9. 14解散)					

報 告 公 報 城 県 公 報

立憲民主党本部	7,000,000	一件十万円未満のもの	826,719
その他の収入	9	4 支出の内訳	
一件十万円未満のもの	9	経常経費	9,333,825
4 支出の内訳		人件費	6,671,439
経常経費	5,412,951	光熱水費	98,906
人件費	878,088	備品・消耗品費	862,407
光熱水費	308,350	事務所費	1,701,073
備品・消耗品費	1,418,631	政治活動費	6,042,200
事務所費	2,807,882	組織活動費	667,600
政治活動費	1,605,058	機関紙誌の発行その他の事業費	2,296,415
組織活動費	376,670	機関紙誌の発行事業費	2,075,296
機関紙誌の発行その他の事業費	1,217,110	宣伝事業費	202,604
宣伝事業費	1,217,110	その他の事業費	18,515
調査研究費	11,278	調査研究費	5,500
立憲民主党宮城県第1区総支部		寄附・交付金	2,342,658
国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号		その他の経費	730,027
公職の候補者の氏名 山下 章子		5 寄附の内訳	
公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員		〔個人分〕	
報告年月日 2. 9. 15 (2. 9. 14解散)		山下 章子	3,600,000 仙台市太白区
1 収入総額	15,376,025	〔政治団体分〕	
前年繰越額	963,806	岡本あき子の会	1,300,000 仙台市太白区
本年収入額	14,412,219	立憲民主党宮城県第5区総支部	
2 支出総額	15,376,025	国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号	
3 本年収入の内訳		公職の候補者の氏名 安住 淳	
個人の党費・会費	(260人) 685,500	公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員	
寄附	4,900,000	報告年月日 2. 9. 23 (2. 9. 14解散)	
個人分	3,600,000	1 収入総額	10,281,636
政治団体分	1,300,000	前年繰越額	1,745,493
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	8,000,000	本年収入額	8,536,143
立憲民主党本部	8,000,000	2 支出総額	10,281,636
その他の収入	826,719	3 本年収入の内訳	

個人の党費・会費 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	(218人)	530,000	4 支出の内訳 経常経費	6,727,158
立憲民主党本部		8,000,000	人件費	3,606,389
その他の収入		6,143	光熱水費	277,582
一件十万円未満のもの		6,143	備品・消耗品費	739,167
4 支出の内訳			事務所費	2,104,020
経常経費		7,678,473	政治活動費	1,525,134
人件費		7,091,721	組織活動費	581,838
光熱水費		125,301	機関紙誌の発行その他の事業費	943,296
備品・消耗品費		152,758	機関紙誌の発行事業費	2,807
事務所費		308,693	宣伝事業費	940,489
政治活動費		2,603,163	5 寄附の内訳	
組織活動費		103,590	〔個人分〕	
機関紙誌の発行その他の事業費		1,963,430	奥田 房子	200,000 仙台市青葉区
宣伝事業費		1,963,430	神田 功	100,000 仙台市青葉区
寄附・交付金		536,143	鈴木すみえ	500,000 仙台市若林区
立憲民主党宮城県第2区総支部			年間五万円以下のもの	51,000
国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号			立憲民主党宮城県連合	
公職の候補者の氏名 鎌田さゆり			報告年月日 2.9.14 (2.9.14解散)	
公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員			1 収入総額	33,049,849
報告年月日 2.9.14 (2.9.14解散)			前年繰越額	15,649,405
1 収入総額		8,252,292	本年収入額	17,400,444
前年繰越額		79,292	2 支出総額	33,049,849
本年収入額		8,173,000	3 本年収入の内訳	
2 支出総額		8,252,292	個人の党費・会費	(3人) 1,500
3 本年収入の内訳			寄附	5,400,000
個人の党費・会費	(18人)	72,000	個人分	4,600,000
寄附		851,000	政治団体分	800,000
個人分		851,000	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	9,470,000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入		7,250,000	立憲民主党本部	9,470,000
立憲民主党本部		7,250,000	その他の収入	2,528,944

健保・厚生年金 413,649
 貸付入金 2,000,000
 一件十万円未満のもの 115,295
 4 支出の内訳

経常経費 10,321,218

人件費 7,246,982

光熱水費 61,459

備品・消耗品費 977,029

事務所費 2,035,748

政治活動費 22,728,631

組織活動費 851,973

選挙関係費 300,000

機関紙誌の発行その他の事業費 3,569,951

機関紙誌の発行事業費 1,658,377

宣伝事業費 1,911,574

寄附・交付金 17,438,446

その他の経費 568,261

5 寄附の内訳

〔個人分〕

山下 章子 800,000 仙台市太白区

遊佐美由紀 240,000 仙台市青葉区

境 恒春 240,000 気仙沼市

佐藤わか子 240,000 仙台市青葉区

村上一彦 240,000 仙台市青葉区

貞宗 健司 240,000 仙台市太白区

細野 敬士 240,000 仙台市泉区

鈴木 澄恵 240,000 仙台市若林区

山下 純 240,000 仙台市宮城野区

大田 稔郎 240,000 名取市

佐藤 仁一 240,000 大崎市

坂下 賢 240,000 石巻市

三浦奈名美 240,000 仙台市若林区
 小畑 仁子 240,000 仙台市泉区
 小川のり子 600,000 仙台市青葉区
 年間五万円以下のもの 80,000
 〔政治団体分〕
 淳風会 800,000 東京都千代田区

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、石巻市網地島濤波岐
 崎正東の線以北の宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。）において、
 二十トン未満の漁船を使用して行うまだら固定式さし網漁業（以下「まだら固定式さし網漁業」とい
 う。）の操業については、次のとおり制限する。

令和二年十一月二十日

宮城海区漁業調整委員会

会長 畠 山 喜 勝

一 制限期間

令和三年一月一日から令和三年二月二十八日まで

二 操業区域

石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北の宮城県地先海面

三 操業期間

令和三年一月一日から令和三年二月二十八日まで

四 操業の届出

規制区域においてまだら固定式さし網漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙まだ
 ら固定式さし網漁業操業事務取扱要領に定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委
 員会」という。）に届出をしなければならない。

五 操業の条件及び制限

1 四の届出をした者（以下「届出者」という。）は、操業する際、委員会が交付する届出を受理
 したことを証する書面を漁船に備え付けなければならない。

2 届出者は、操業期間中、別に定める標識を漁船の船橋の両側又は両舷、船外機船にあっては船
 体の見やすい場所に表示しなければならない。

3 操業方法は、朝さし網（おおむね午前四時に投網し、午前七時に揚網を開始する操業方法）又は留さし網（朝さし網以外の操業方法）によるものとする。なお、一日の操業につき、朝さし網と留さし網のいずれか一方のみ操業できるものとする。

4 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、沖合底びき網漁業禁止ラインより岸側に敷設する場合であつて、他種漁業を営む者との間で事前に調整がなされている場合はこの限りでない。

5 朝さし網により沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域において操業（漁具の投網（敷設）から揚網終了までの間）する場合は、沖側の漁具に設置した標識（ボンデン）付近に待機し、トラブル回避のために定めた共通の無線チャンネルを通じて、常時傍受できる状態にしておくほか、必要に応じ、連絡代表船を介し、無線又は船舶電話等により交信し、トラブル回避に努めなければならない。

6 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第五十七条第一項に規定する標識をしなければならない。

7 操業期間終了後は、一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

8 届出者は、当該漁業者間で協議し、操業ルールを定めるとともに、定められた操業ルールを遵守するよう努めなければならない。

（別紙）

まだら固定式さし網漁業操業事務取扱要領

（操業の届出及び変更の届出）

第一 まだら固定式さし網漁業の制限（令和二年宮城県漁業調整委員会指示第三号。以下「委員会指示」という。）四の届出（以下「届出」という。）をしようとする者は、まだら固定式さし網漁業操業届出書（様式第一号。以下「操業届出書」という。）を宮城県漁業調整委員会（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県水産林政部水産振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 届出をした者（以下「届出者」という。）は、操業届出書の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なくまだら固定式さし網漁業変更届出書（様式第二号。以下「変更届出書」という。）を委員会に提出しなければならない。

3 操業届出書及び変更届出書は、届出者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、まだら固定式さし網漁業操業届出一覧表（様式第三号）を添えて提出するものとする。
（届出書の受理）

第二 操業届出書及び変更届出書は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）その他の関係法令に抵触しない場合及び漁業調整上支障がない場合に限り受理するものとする。

（届出済証の交付）

第三 委員会は、第二の規定に基づき届出を受理したときは、届出者の住所の所在地を管轄する地方振興事務所（以下「地方振興事務所」という。）を通じて、漁船（漁ろう装置及び漁網を含む。）を確認の上、届出を受理したことを証する書面（以下「届出済証」という。）を届出者に交付する。

2 届出済証の交付を受けようとする者は、あらかじめ地方振興事務所と連絡の上、その指示を受けなければならない。

（船体の標識）

第四 委員会指示五の2で別に定める標識は、様式第四号とする。

（漁獲成績報告書）

第五 委員会指示五の7の漁獲成績報告書は、様式第五号とする。

2 前項の漁獲成績報告書には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類（水揚げ切書等の写し）を添付するものとする。

（操業届出書等の経由）

第六 操業届出書、変更届出書及び第五の漁獲成績報告書は、地方振興事務所を経由して提出するものとする。

(様式第1号)

まだら固定式さし網漁業操業届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

まだら固定式さし網漁業を操業したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 操業期間 令和3年1月1日から同年2月28日まで
- 2 操業区域 石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北の宮城県地先海面。ただし、共同漁業権区域を除く。

3 使用船舶

- (1) 船 名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総 ト ン 数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数
- (5) 無 線 の 有 無

4 漁具の規模

km ×	張り	=	km
km ×	張り	=	km
km ×	張り	=	km
合計	張り		km

5 届出理由

※ 以下は記入しないでください。

届出番号 宮まだら固 第 号
この届出を受理します。

宮城海区漁業調整委員会
会 長 畠 山 喜 勝 印

(A4縦)

(様式第2号)

まだら固定式さし網漁業変更届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

先に届出した内容について、次のとおり変更したので届け出ます。

記

- 1 届出済証番号 宮まだら固 第 号
- 2 船 名
- 3 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後
4 変更の理由		

(A4縦)

(様式第3号)

まだら固定式さし網漁業操業届出一覧表

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

漁業協同組合 代表理事組合長 (支所運営委員長) 印

※届出番号	一連番号	船 名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類 及び馬力数	届出者住所	届出者氏名

※印の欄は記載しないでください。

(A4横)

(様式第4号)

宮 城 県 漁 業 協 同 組 合 第 〇 〇 〇 〇 号 〇

- 1 文字及び数字(届出済証番号)の大きさは8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とすること。
- 2 文字、数字(届出済証番号)及び枠は、朱色とすること。
- 3 〇印には、所属漁協(宮城県漁業協同組合にあっては、所属支所)の頭文字を記入すること。

(様式第5号)

まだら固定式さし網漁業漁獲成績報告書

No. _____

提出年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

所属漁協名		承認証番号	宮まだら固第 _____ 号
氏名	印	船名	
刺網の模	目合： _____ 寸 _____ 分 (_____ cm) 総延長： _____ m・使用反数： _____ 反	乗組員数	_____ 人 ※船主(船頭)を除いた人数を記載

年 _____ 月 _____ 分

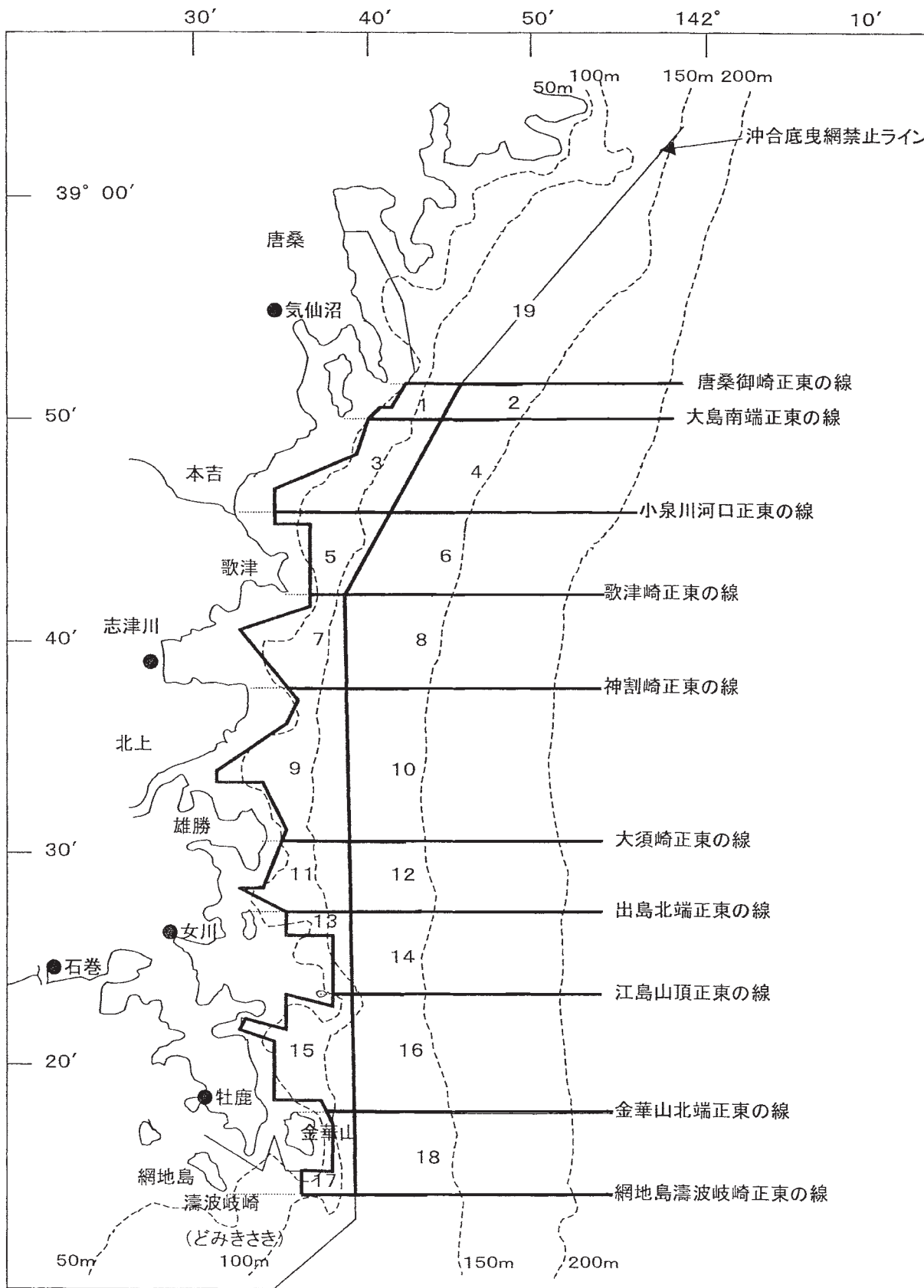
日	漁場番号	水深(m)	数量(kg)	尾数(尾)	金額(千円) ※税抜き	操業方法 (いずれかに○印をする)
1						朝さし網・留さし網
2						朝さし網・留さし網
3						朝さし網・留さし網
4						朝さし網・留さし網
5						朝さし網・留さし網
6						朝さし網・留さし網
7						朝さし網・留さし網
8						朝さし網・留さし網
9						朝さし網・留さし網
10						朝さし網・留さし網
旬計						
11						朝さし網・留さし網
12						朝さし網・留さし網
13						朝さし網・留さし網
14						朝さし網・留さし網
15						朝さし網・留さし網
16						朝さし網・留さし網
17						朝さし網・留さし網
18						朝さし網・留さし網
19						朝さし網・留さし網
20						朝さし網・留さし網
旬計						
21						朝さし網・留さし網
22						朝さし網・留さし網
23						朝さし網・留さし網
24						朝さし網・留さし網
25						朝さし網・留さし網
26						朝さし網・留さし網
27						朝さし網・留さし網
28						朝さし網・留さし網
29						朝さし網・留さし網
30						朝さし網・留さし網
31						朝さし網・留さし網
旬計						
合計						

まだら固定式さし網漁業の操業に要した経費(1月、2月のどちらかの月のみ操業の場合は、操業月の報告に経費を記載、1~2月に操業した場合は、2月の報告書に操業に要した経費の合計を記載する)

漁具費	燃料費	人件費	その他()	経費合計
千円	千円	千円	千円	千円

※人件費は乗組員の人件費を記載願います(船主(船頭)分を除く)。
※金額は千円未満切り捨てて報告願います。

宮城県地先海面における「まだら固定式さし網漁業」操業区域



○宮城海区漁業調整委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、金華山山頂真南の線以西の仙台湾（共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。）における流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の操業について、次のとおり制限する。

令和二年十一月二十日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 畠 山 喜 勝

一 制限期間

令和三年一月一日から同年十二月三十一日まで

二 操業区域

金華山山頂真南の線以西の仙台湾

三 操業期間

令和三年一月一日から同年十二月三十一日まで

四 操業の届出

規制区域において流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届出（様式第一号）をしなければならない。また、届出の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、委員会に届出（様式第二号）をしなければならない。

五 操業の条件及び制限

1 流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の届出を必要とする業種の操業は、次のとおり行わなければならない。

(一) 流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の漁具の敷設時間は、原則として日没から日の出までとしなければならない。

なお、流し網漁業及びはえなわ漁業の漁具の敷設深度は、航行船の安全が十分確保できるものでなければならない。

(二) 漁具の標識

宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第五十七条の規定を遵守しなければならない。

2 着業状況報告書の提出の義務

四による操業の届出をした者は、操業した漁業ごとに着業状況報告書（様式第三号、様式第四号又は様式第五号）を操業期間終了後速やかに、委員会に提出しなければならない。

様式第1号

流し網、はえなわ、はもどう漁業着業届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

漁業協同組合（又は届出者）

㊦

下記のとおり、流し網、はえなわ、はもどう漁業の着業をするので届け出ます。

一連番号	船名	漁船登録番号	総トン数	推進馬力	関及の機類	操業時期	届出者		着業業種			
							住所	氏名	流し網	はえなわ	はもどう	

※着業業種の欄には、着業する業種（漁業）に○印を記入する。

様式第2号

流し網, はえなわ, はもどう漁業変更届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所

氏 名

印

先に届出した内容について、次のとおり変更したので届け出ます。

記

- 1 船 名 _____ 丸 (漁船登録番号 _____)
- 2 届出した着業業種 流し網, はえなわ, はもどう
(※届出している業種 (漁業) に○印を記入する。)
- 3 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後

4 変更の理由

(A4縦)

様式第3号

流し網漁業着業状況報告書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所

氏 名

印

下記のとおり、着業しましたので報告します。

所 属 漁 協 名	乗組員数	人
船 名	目合： 寸 分 (cm)	
漁船登録番号	1張り当たりの総延長： m	
総 ト ン 数	1張り当たりの使用反数： 反	
推進機関の種類及び馬力数	総 使 用 張 数： 張り (※何張り敷設しているか記入する。)	
	馬力又はキロワット 式	

1 操業状況

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
			計	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁 具 費	経 費 (千円)		経費合計(千円)
	燃 料 費	人 件 費	

※所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員○○人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

(A4縦)

様式第4号

はえなわ漁業者業状況報告書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

下記のとおり、着業しましたので報告します。

所属漁協名		乗組員数	人	
船名		1張り当たりの総延長:	m	
漁船登録番号	-	1張り当たりの使用針数:	本	
総トン数	トン	総使用張り数:	張り	
推進機関の種類及び馬力数	馬力又はキロワット	規	模 (※何張り敷設しているか記入する。)	

1 操業状況

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
		その他	計	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁具費	燃料費	人件費	費 (千円)		経費合計(千円)
			その他()	()	

※所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇〇人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

(A4縦)

様式第5号

はもどう漁業者業状況報告書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

下記のとおり、着業しましたので報告します。

所属漁協名		乗組員数	人	
船名		1張り当たりの総延長:	m	
漁船登録番号	-	1張り当たりの使用どう数:	個	
総トン数	トン	総使用張り数:	張り	
推進機関の種類及び馬力数	馬力又はキロワット	規	模 (※何張り敷設しているか記入する。)	

1 操業状況

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
		まあなご	計	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁具費	燃料費	人件費	費 (千円)		経費合計(千円)
			その他()	()	

※所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇〇人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

(A4縦)